

雑居ビル火災をきっかけに 厳しくなった防火管理責任



総務省消防庁 予防課長

小林 恭一 さん

【プロフィール】

昭和23年千葉県出身。昭和47年3月東京大学建築学科卒業。昭和48年建設省入省。昭和55年自治省消防庁予防救急課補佐。昭和62年東京消防庁指導広報部指導課長。平成2年自治省消防庁予防課違反処理指導官。平成3年同危険物判定指導官。平成4年危険物保安技術協会業務企画部長。平成5年自治省消防庁特殊災害室長。平成8年同危険物規制課長。平成12年静岡県防災局技監。平成14年現職。

平成13年に発生した新宿歌舞伎町ビル火災を踏まえ、消防法・消防法施行令・消防法施行規則の一部の改正が行われた。今回の法令改正について、消防庁予防課長の小林恭一さんにお話をお伺いした。(収録日4月25日)

違反是正の徹底

——平成13年9月に発生した新宿歌舞伎町のビル火災を踏まえ、昨年10月消防法規則の一部と危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令が公布されましたが、その概要についてお話いただけますでしょうか。

小林 歌舞伎町のビル火災の後、専門家による委員会を設けて安全対策を検討して頂き、その結果を受けて消防法の改正が行なわれ、昨年4月26日に公布されました。



聞き手：
SSA事務局長
久保田 洋次

消防法の改正後、それに基づいた政令が8月2日に改正され、10月7日には規則の改正が行なわれました。

改正内容は、大きく分けると3つあります。

1つは、違反更正の徹底に関する改正です。ああい、必ずしも違法精神が高い人ばかりとは限らない雑居ビルもある中で、違反是正をどのように徹底してやるかという問題です。

2つ目は、防火管理に関する改正です。

それから、3つ目はあのような雑居ビルで火災が発生した場合の、避難と安全確保に関する改正です。

まず、違反是正の徹底についてですが、あのようなビルについては消防官の立ち入り検査がやりにくいという問題がありました。昼間は閉店しているとか、昼間と夜と経営者が違うとか、夜は営業中なので立入検査に入りにくいとかいうことです。さらに、消防法で営業時間以外の時間に立入検査を行う場合はアポイントメントをとっていくという決まりがありました。このような立ち入り検査のやりにくさを解消するため、全時間帯に抜き打ち検査ができるようにしました。

また、検査の際には相手の責任者に消防官であることを示す証票を見せなければなりませんでしたが、求めがあった場合のみに提示すればよく、また相手は責任者である必要はなく、関係のある人であればよいということになりました。

それから、どういう場合に措置命令、使用禁止命令等を発することができるのか、要件をきちんと明確にしました。

その際に、誰が命令できるかについてですが、例えば、ビルの階段にビールケースなどの可燃物が放置されているような場合、以前は消防長、ま

たは消防署長しか命令を発することができませんでしたが、改正後は、立ち入り検査に行った消防吏員がその場で発動できるようになりました。

比較的軽易な違反については、タイミングを失することなく、その場で法律に基づく命令を発することが出来るようにしたのです。

今回の改正の極めつけは、消防機関が命令を発した場合は公示することを義務づけたことです。消防機関が違反是正の命令をした時は、そのビルの一番目立つところに「このビルは火災が発生したならば人命に危険があると認められるので、平成〇年〇月〇日、下記のとおり命令した。〇〇消防署長」等と書いた張り紙をすることにしました。これをはがした場合は公文書毀棄罪が適用されます。この改正はもう施行されていますが、現場の消防機関の話では、とても効果があるということです。

罰則の強化も行いました。まず罰金を引き上げました。それまで最高50万円だった罰金を最高300万円まで引き上げました。

以前は、違反しているビルの管理について権限をもっている人に命令や罰金がかかるのが原則でしたが、会社にも罰金がかかる「両罰」という規定の範囲を拡大し、罰金額も最高1億円としました。

——立ち入り検査されて、相当数の違反の現場があったようだけれども、それは立ち入り検査をされた時点で何か指導されたのでしょうか。

歌舞伎町のビル火災の直後に、立ち入り検査されて、92%の建物で何らかの違反が発覚し、その時点では一応の注意はされたわけですね。

小林 もちろんそうですね。注意や指導をすると簡単に直るものはすぐに是正されるものも多いのですが、お金がかかるなどで、なかなか簡単にはいかない例もたくさんあります。

——違反している内容には、やはり軽いものが多かったのでしょうか。

小林 軽いものもありますし、大変なものもあります。

例えば、消防計画をつくってないとか、訓練をやっていないとかでしたら、それは実施すればいい

いだけでお金はかかりませんが、消防設備を新たに設置しなければならないとなると、簡単には是正できません。

また、新宿の歌舞伎町の雑居ビルのようなところでは簡単に言うことを聞く人ばかりいるとはかぎらないわけで、違反是正が進みにくい面も多いですね。

防火管理の徹底

——防火管理の徹底に関して、何か法令改正があったのでしょうか。

小林 防火対象物の定期点検報告制度が、今年の10月1日に施行されます。

消防機関の職員がすべての建物に頻繁に立ち入り検査をして、違反があれば直ちに命令をかけるというのがひとつのあり方なのかもしれませんが、手間がかかり過ぎて現実的ではありません。そこで、一定の防火対象物（建物）についてはその防火対象物の管理について権原を持つ人の責任で民間の専門家に定期点検をさせ、その結果を消防機関に報告してもらう制度を作りました。定期点検をすることが出来るのは、一定の講習を受けた専門知識と経験を持つ資格者です。その資格者は、自分の会社の社員に資格を取らせても、新たに雇ってもいいですし、第三者にさせてもいいのです。——その資格者の養成はもう行なわれているのでしょうか。

小林 今、養成している最中です。

——一般の資格になるのですか。

小林 はい、法律上の資格で、一定の資格と経験を有する人が4日間の講習を受けると「防火対象物点検資格者」という資格を受けられます。

——一般の人でも受講資格はありますか。

小林 いえ、一定の資格と経験がないと受講できません。例えば、消防設備士や消防設備点検資格者の場合は3年の実務経験があれば受講できます。

この制度では、最新の消防法を知っていないと点検・報告はできませんから、必ず、講習を受ける必要があります。

その資格者が点検して問題がなければ、いわゆ

るセーフティマーク（正式の通称については現在検討中）を貼ることができます。

この制

度は、そのままでは建物の関係者にとってかなり負担になります。そこで、今回の改正では、点検報告制度と併行して、緩和策を用意しています。消防機関が3年間、なんの違反の指摘もしていないものについては、定期点検報告をしなくてもよいとするともに、似たようなデザインのセーフティマークを出すことにしたのです。防火安全上問題がないものについてはどちらかのマークをつけることとなります。消防機関は、どちらもついていないところに重点的に立ち入り検査しようということなのです。

——今までの適マークのところに対しても、セーフティマークの対象になりうるのですか。

小林 セーフティマークの対象になるところと適マークの対象になるところは相当だぶります。適マークは法律に基づかない事実上の制度として、旅館、ホテル、百貨店、スーパーマーケット、あとは劇場などで実施していました。劇場、百貨店はお客さんが適マークをあてて入ってくるというほどポピュラーではなかったのですが、旅館、ホテルの場合はお客様や旅行者が適マークをチェックして宿泊するケースが多く影響力が大きかったですね。

適マークとセーフティマークの2つの制度が併存すると混乱しますし、消防機関の持つ情報を消防機関の責任で公開する「適マーク制度」と、建物の関係者の責任と負担で表示するセーフティマークの制度とは、相入れないところがあります。このため、旅館・ホテルを除き今年の10月1日で





適マーク制度は廃止します。セーフティマークの制度に発展的に移行する、といった方がよいか

も知れません。ただ、旅館・ホテルについては、「適マーク」が社会の中でしっかりと定着していますので、3年間存続し、以後セーフティマークに移行していくこととしています。

避難・安全基準の強化

——その他、法令改正により強化された事柄はありますか。

小林 新宿の雑居ビルの火災の後、避難・安全基準を幾つか見直しました。

1つは、避難上支障があるような階段や踊り場などに、いろいろな物を置くと消防法上違反とすることにしました。今までは、このような規定は市町村条例にしかありませんでしたが、消防法にきちんと書きましたので、管理が悪ければ「法律違反」ということになります。

2つ目は新たな形態の風俗店等です。風俗店は次々に新しいタイプのもので出てくるのですが、消防法令上従来の範疇に入らないと「その他の事業所」という扱いになります。これでは「事務所」なみの規制しかかからず、防火安全上問題がありました。今回の改正では、風俗営業法とリンクさせて、抜け穴をなくすことにしたのです。

3つ目は、ハード対策として自動火災報知設備の設置対象を拡大したことです。

今まで、雑居ビルでは500㎡以上で自動火災報知設備の義務がかかっていましたが、それを、300㎡以上に拡大しました。

また、階段が一つしかなく、3階以上の階や地

階に飲食店や風俗店など特定の用途のものがあるようなビルについては、面積に関係なく自動火災報知設備の設置を義務づけました。

——随分、対象となる建物は多いんでしょうね。

小林 相当あります。

さらに、ワンタッチで操作できる使いやすい避難器具を開発してもらって、義務づけようと検討中です。

——それは種類はいくつか考えられているのですか。

小林 それはメーカーが考えるのですが、検定を受けて使えるようにしてもらわなければなりません。

まず、防火戸を閉める

——ところで、歌舞伎町のビル火災のような雑居ビルでの火災では煙を避けるのも難しいですが、どうすれば、助かりやすいのでしょうか。

小林 防火戸を開けっ放しにしておくと、火災時に煙が入ってきて逃げられなくなります。とにかく防火戸さえ閉めれば助かるチャンスが出てきます。建築基準法上は、防火戸については2つのきまりがあります。1つは防火戸は普段開けっ放しでもいいが、そのかわり、煙感知器と連動で閉まるようにする。もう1つはずっと閉めっ放しにしておいて開ける必要のある時だけ開け、また自動的に閉まるものです。

実際は、管理上の問題があり、煙感知器が作動しても防火戸が閉まらないとか、普段閉鎖しておかなければならない防火戸をストッパーなどで開けっ放しにしているなどというものもかなりあるようです。

ですから、お客さんとしては、もし、こういうビルの火災に遭遇したら自分で防火戸を閉めるくらいのことは考えておいた方がいいと思います。火災が発生してしまったら時間的な余裕はありませんから、ためらっていたら間に合いません。——しかし、そういった状況で閉めようって考えますでしょうかねえ。

小林 ほとんど考えないかもしれないですね。

——小林さんはこういうお仕事ですから…。

小林 私だってとっさには考えないかもしれませ

ん。だけど、チャンスはそれしかありません。防火戸を閉めれば、それが甲種防火戸の場合だと1時間はもちます。実際は防火戸の隙間からどんどん煙が入ってきますが、下に伏せていれば、有毒ガス、一酸化炭素を避けやすいです。

——一酸化炭素の中毒は怖いですね。歌舞伎町のビル火災もそれで亡くなられた方が多かったですね。

小林 そうです。ほとんどの皆さんが一酸化炭素中毒や酸欠などで亡くなりました。防火戸を開けっ放しにしておくとうなります。とにかく、何が何でも防火戸を閉め、中にいる人達が協力して、煙が入ってこないように隙間におしぼりか何かを詰めて、その間に誰かに119番通報をしてもらいます。その後、落ち着いて店内を調べ、もし避難器具がついていればそれをセットして、皆で協力して順番に逃げるわけです。避難器具がなければ消防法違反ですが、その時は、消防隊が助けに来るまで、床に伏せて有毒ガス等を吸わないようにしたりして生き延びる以外にありません。

——そうすると、火災に遭遇した時の心構えを事前に考えておかなければなりませんね。

小林 普通の人もサバイバル知識としてこういう知識をもっていけばいいことは間違いありません。ただ、サバイバル知識がなくても普通に生活をしていても助かるようにするのが私共の役割です。

——先日、韓国で地下鉄火災の事故がありました。日本でも地下鉄の関係者の方は危惧されていることだと思いますが…。

小林 地下鉄やトンネル、地下街など地下の火災は、消防関係者が一番マークしている、つまり、一番危険性があるとみなしている場所で、規制も厳しくなっています。

地下の密閉空間のようなところで、燃える物や人でいっぱい状態で、ガソリンをまかれて火をつけられたら、死者をゼロにすることは難しいですね。燃える物が多い場合は、温度が急激に上がって煙はものすごい勢いで出ます。避難者が煙が流動していく方向に逃げなくてはならないのも、地下の火災の難しいところです。

そこで、昭和50年に当時の運輸省と消防庁が一緒になって基準をつくりました。

その基準の基本は不燃化の徹底です。いかにして燃える物を少なくするか、できれば持込み可燃物と人体以外は燃える物はゼロにしたいわけです。そうすれば、例えば、ガソリンをまかれて火をつけられても、ある範囲の人は被害に遭うかもしれませんが、燃え広がりによる被害の拡大は防げます。また、燃えるものの量が少なければ発生する煙の量も抑えられます。火災の時に発生する煙は、一般の方が考えているよりもはるかに多いので、可燃物量を制限しないと、有効な排煙も避難もできません。日本の基準では座席のシートなども、小さな火源で火をつけても自然に消える程度に難燃化されているようですが、韓国の火災のようにガソリンを持ち込まれて火を付けられたら、どうなるかはわかっていません。今後、実験などをして、今の基準でよいのか、もっと難燃化のレベルを上げる必要があるのか、などを検討していく必要があります。

——その他の課題を教えてください。

小林 今までは、消防法の世界では「安全第一」ということで、仕様書的に非常に固い決め方をしてきましたが、今後は、仕様書規定を性能規定化しようという方向で考えています。

——最後にセキュリティシステムの話になりますが、セキュリティシステムでは熱や煙を感知するセンサーの他に、画像で火災を検知するシステムがありますが、それについてはどのようにお考えですか。

小林 消防の分野にもこういうシステムが出てくるかもしれませんね。消防法を性能規定化すると、こういう今まで考えなかったようなものが出てきても、一定の基準をクリアすれば認められますし、大臣が専門家の意見など聞いて認めることができるとも用意されます。新しい技術が消防の分野にどんどん取り入れられるようになって考えています。

——本日は、長時間にわたりありがとうございました。